

令和7年度山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会 議事録

1 日 時 令和8年3月11日(水) 午後2時30分から午後4時35分まで

2 場 所 あこや会館 202 会議室 (WEB 併用)

3 出席者等

(1) 出席委員 (五十音順、敬称略)

渋谷 みどり、武田 朋泰、三浦 秀一、横山 潤、吉野 優美

(2) 県・事務局

環境エネルギー部長 沖本 佳祐

環境エネルギー部エネルギー政策推進課長 粕谷 伸幸

4 会議の概要

(1) 開会

(2) あいさつ (環境エネルギー部長)

(3) 委員紹介、委員長の選出

・事務局から委員紹介

・委員の互選により三浦委員が委員長に選出された。

(4) 協議等

○ 委員会の公開・非公開について

企業の事業計画の未公開情報に関する事項は、非公開とすることとされた。

① 報告事項：再生可能エネルギー発電事業計画の協議等の状況について [一部非公開]

・事務局から説明 (資料1、資料2 [非公開])

・質疑応答 [非公開]

② 協議事項：再エネ導入を地域振興につなげる仕組みについて

・事務局から説明 (資料3)

・協議

<協議概要>

(横山委員) 再エネの必要性を県民が自分事として捉えられているかが非常に大きい問題だと思う。再エネを導入する背景には、温暖化をなんとかしなければいけない、環境変動を小さく抑えたいという大きな目標に向けて、地球的な規模で皆が努力しなければいけないという基本的な考え方がある。再エネで作った電気は、東北電力の送電網に流れて必ずしも地元で使えるわけではないから、発電施設を持っていたとしても地元のための振興策につながるのかという問題もあるが、全国民が再エネの増加に向かって努力しなければならない局面にあるという、もう少し切迫した認識が県民の中に醸成されていることが前提でないと、再エネ設備の導入は進まない。結局押し付け合いになり、迷惑施設のようになりつつある。山形県は再エネの適地の制限も割と大きいと思うが、適地をめぐる争いも想定される中で、県民が基本的には「それでも再エネを導入したい」と考えることが前提であり、そのためには県が県民に再エネ導入の必要性をもっと訴えていく必要があるのではないか。必要だから導入しようという気持ちができる、もう少し話し合いもスムーズに進むと思うし、それが今はあまりないように感じる。具体的に、山形県はこういう目標を持っていて、これだけ足りないから導入する必要がある、今の生活を維持していくためには、ぜひ必要だという共通認識が大事だと思う。県として現状をどう捉えているのか。もしまだ十分達成されていないとすれば、県としてどうするのか考えておく必要があると思う。

(エネルギー政策推進課長) 県民の意識についてはおっしゃるとおりだと思います。全てを把握しきれてはいないが、カーボンニュートラルに対して県民の意識をもっと高めていくことを大きな政策の一つとして掲げて努力しているところ。今年度、自分のライフスタイルによるCO2排出量を見える化するため、アプリの提供やそのPRに取り組んでいる。意識を変えろということは非常に難しいが継続して取り組んでいく。

(吉野委員) コミュニティ意識が希薄な地域では、話し合いや合意形成は難しいと思う。山形県が目指すエネルギー政策のビジョンはどのようなものだったか。大きい企業が大きい再エネ施設を作るよりも、各地域で、その土地固有のエネルギー源を利用して、エリア規模に合った自活するために必要なエネルギー施設を作ることを目指せばよいと思う。山形県として、エネルギー自給率が高いエリアを目指すというビジョンを持って進めていけばよいと思う。こういう最初の視点がないと話し合いも進まないと思う。

(エネルギー政策推進課長) 県では、エネルギー戦略を平成24年に策定している。大規模な案件とともに、地域の特徴を活かして、エリアでの地産地消も合わせて進めるといった両方が含まれる計画。20年にわたるプランで、それを10年ごとに区切って、具体的に何をやるかをプログラムとしてお示ししている。現在、後期10年が進行中で、令和8年度にそのプログラムの改定時期を迎える。今のご意見もプログラムに反映させて、また改定後には県民にしっかりとPRしていきたい。

(三浦委員長) 吉野委員がエネルギーの「自活」という言葉が使われたが、イラン情勢等々からそのようなニーズが国家レベルで高まっていて、自活・自立できる可能性も高まっているので、県でも検討していただくといいと思う。

(渋谷委員) 県民の意識を高めていくというのは、非常に難しい部分であると思うが、森林の分野からいくと、一番関わりがあるのがバイオマス発電であり、地域の方々の生活にどう直結するかということが非常に大きく関わっている。バイオマス発電の施設が県内にもだいぶ増えたが、それに伴って、森林の整備の間伐等の面積も比例して増えてきているという現状にある。それは、間伐由来であれば売電価格も高くなり、木材の販売価格に直結する。それが山の手入れにつながって、所有者の方々への還元にも直接つながっていくという仕組みがある。森林関係の業者、森林組合等としても、そこを全面に押し出しながら現場の整備をしているという現状にある。これは一例ではあるが、やはり自分の生活にどう関わってくるのかを伝えていくということを県全体として考えていけたら、より進んでいくのではないのかと思った。

(三浦委員長) 売電の利益だけでなく、資源供給として地域にメリットが発生している事例である。

(武田委員) このガイドラインは、法的には認可の一つの条件のような位置づけになるのか。

(エネルギー政策推進課長) 今のところは行政指導の範囲でと考えている。再エネ条例上の手順の中で、事業計画を事業者から提出してもらうので、そこで協定書の写しをつけてもらうこともありうると考えているが、どういったことができるか今後整理していきたい。

(武田委員) コミュニティ意識が高い地域であれば、町内会長等にまとめてもらうことが考えられるが、そうでなければ取りまとめも厳しい。百人いたら百人が賛成というのは現実的に難しい。横山委員からもあったがやはり啓発や教育が必要で、小、

中学生が大人になるまでといった長い期間が必要だと思う。

行政がどう関わるのかというのは非常に難しいが、そこは一般化できないため、個別具体的な対応にならざるを得ないと思う。

地域振興策について、具体的な例をガイドラインに盛り込むと硬直化するのではないかとの懸念もあるようだが、これがあくまで一例であって、これに限られるものではないことを明記すればよいと思う。地域振興策について、例えばその地域の商店だけで使える商品券的なものを、発電施設が設置される地域の方にお配りして、その財源は事業者にもある程度ご負担いただく形もあると思う。商品券を配ると市町村のリソースが必要になるので、紙ではなく電子マネーのようなものもよいと思う。再エネが導入されると地域の人にはこういうメリットがあるというのが具体的に目に見えると、反対する人は減ると思う。協定の話し合いの中で、お互いのメリットについて検討いただくという考え方は非常に賛成。

(エネルギー政策推進課長) いろんなメリットを目に見える形でお示ししたい。ガイドラインにはより多くの例を載せていきたい。

(三浦委員長) 地域振興策の例について、吉野委員から、作った電気を自分たちの地域で使っていくというご意見があったが、山形県の場合はやまがた新電力について記載するとよいと思う。

説明の中で、「話し合い」というキーワードが出てきたが、この「話し合い」というのは条例の手続きの中の「説明会」とは違うものということか。

(エネルギー政策推進課長) 今のところ考えているのは、条例で説明会を求めているので、その場を使った話し合いなどを考えている。条例上、説明会の回数は特段明示していないが、このガイドラインで、話し合いは住民説明会の場でもよいといったことを事業者や地元の方々に説明していきたい。

(三浦委員長) 言葉のニュアンスからすると、「説明会」は主催者からの一方方向のもので、「話し合い」は意見交換の場となる印象である。そのような座組の持ち方などはガイドラインの中で示さないと、説明会のような状況になりかねないので、具体的な話し合いのイメージも含めてガイドラインに書いてはどうか。

コミュニティ意識の希薄な地域というのは、全国的な状況の中でどうすればいいかという話になる。「地域」という言葉がどこのエリアを指すのかも難しい。地区によって地域の捉え方や自治会のあり方は違ってくるので、どうするかは一概に決めにくい。ここは県よりも市町村の方が地域の事情には精通している可能性が高いと思うので、地域組織に力がないような場合も含めて考えると、市町村に登場していただくざるを得ない気がする。ただ、市町村も余裕はないだろうから、何かしら市町村のメリットも必要だと思う。地域還元の話があっても、コミュニティ意識が希薄だと、地域自治会では受け入れもしにくいと思うので、それを一旦、市町村が基金化して、地域の声を聞きながら、企業からの資金を市町村が管理する形にする。資金管理は自治会ではやりにくい面もあるので、そこを市町村がやる。実質的には補助金のようにいっていき可能性も高いので、市町村が地域振興策をその資金で進めていくようになれば、少しは市町村のメリットにもなるのではないか。そのようなメリット、デメリットを市町村に対しても考えていくとよいと思う。

(エネルギー政策推進課長) 話し合いの仕組みについては、条例の手續と整合を取りながら、ガイドラインで具体的な手順、座組や開き方がイメージできるような中身でお示ししたいと考えている。

話し合いの当事者である「地域」をどう考えるかは、非常に難しいところだと考えている。再エネ事業の規模、種別、場所的な状況など、いろんな要素が絡み合っていて関係する地域というものが決まってくると考えている。再エネ条例で住民説明会

をする場合、対象となる地元住民については、市町村から事業者に対して、具体的なエリア等について助言していただいている。委員長がおっしゃるとおり、地域の状況をよくわかっているのは市町村だと思うが、簡単にお願ひできることでもない。市町村のメリットについても考え、市町村とも話し合いの場を複数回設けてお考えをお聞きしながら、市町村にもお力添えをいただき、しっかりと実利が取れるような仕組みを考えていきたい。

(吉野委員) 再エネという視点で話し合うなら、太陽光発電なのか、水力なのか、地熱なのかといった事業の種別によって、重要視する点、注意しなければならない点というのは結構違うし、規模感によっても問題になるところは違ってくると思う。山奥なのか、街中なのかといったところでも、問題点が細分化すると思うので、事業規模や街中なのか山奥なのかなどでチェックすべきポイントを整理する必要があると思う。Aパターンの場合、Bパターンの場合、というようなものがあれば、市町村に相談に行った時も、大枠でポイントを踏まえて、市町村で重要視したい部分や大事にしているところなど、ある程度、話の方向性について協議しやすくなるのではないか。

(エネルギー政策推進課長) 場合分けをして、ある程度モデル的なものがお示しできれば非常に使いやすいものになるというのはそのとおりだと思う。どこまでできるかというところはあるが検討したい。

(5) その他
なし

(6) 閉会